

「平成 26 年度第 2 回湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会」の会議結果

- 1 開催日時 平成 26 年 7 月 24 日（木） 午後 2 時から 4 時まで
- 2 開催場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ工場棟 3 階 研修室
- 3 出席者 22 人
- | | |
|------|------|
| 委員 | 12 人 |
| 事務局 | 8 人 |
| 構成市 | 2 人 |
| 傍聴人 | 0 人 |
| 報道関係 | 0 人 |

4 議題

(1) 報告

前回の指摘事項について 【資料 1】

(2) 審議

ア 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について 【資料 2】

イ 今後の審議予定について

(3) その他

平成 26 年度小型家電回収事業実施計画（案）について 【資料 3】

(開 会)

事務局 只今より、第 2 回湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

本日の会議につきましては、武田会長様が、検査入院をされ、欠席でございます。

つきましては、本日の会議の進行につきましては、会長職務代理者の金谷委員様にお願いをします。

本日の会議につきましては、4 名が欠席ですが、審議会条例第 5 条第 2 項により、過半数以上の方の出席ですので、ただいまより、第 2 回湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会を開催します。

会長職務代理者 はい、それではみなさん武田会長様が、検査入院をされましたので、本日職務代理者の職を執ります。 よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第、2、議事、(1) 報告、「前回の指摘事項について」、事務局より説明を求めます。

2 議 題 (1) 報 告

ア. 前回の指摘事項について

事務局 前回審議会の説明の中でご指摘いただいた事項について、補足説明します。

1. 事業系可燃ごみ指定袋は、集積所に出されて収集していますが、その排出量についてご質問がありました。(資料1)の上段の表をご覧ください。

事業系可燃ごみの排出量ですが、事業所分だけを計量していませんのでごみ指定袋からの推定量で算出しました。

算出方法としては、1袋当たりの量から、算定しました。1袋当たりの量はごみ指定袋の有料化の際に使用しています6.5kgとしました。(ごみ指定袋制度の見直しについての考え方、6ページ参考)

平成25年度では、62,300枚の販売がありましたので、405tとなります。

事業系可燃ごみ指定袋による排出は、地域の集積所に出される場合と持込みされる場合がありますが、集積所に出された場合は、家庭系可燃ごみと一緒に収集されて、家庭系収集可燃ごみとして集計されていました。

本来家庭系と事業系で排出区分が異なりますので、集計を変更します。

指定袋の販売枚数からの排出量を、家庭系収集ごみ量から除き、事業系の可燃ごみに収集分として集計し直しました。

集計し直していますが、家庭系で集計を事業系に変更した内数の変更ですのでごみの総排出量には、変更がありません。

2. 実施計画書における一般廃棄物の発生量の見込みについて

第1回審議会の資料3をご覧ください。資料の1ページの4.一般廃棄物の品目毎の発生量の算出方法については、前年度上半期(4月～9月)の実績値に前々年度の下半期(10月～3月)の実績値を加えた数値に前年度の前々年度からの伸び率を掛けて算出しています。

計画書に注釈を設け算出方法を示します。

3. 大量排出事業者に対する調査、効果について

長浜市廃棄物の減量および適正処理並びに環境美化に関する条例第20条に大量排出事業者に対する指導ができることとされています。

別紙で条例を添付しました。

しかし、大量排出事業者の調査がされず、把握できていないのが現状です。

今回後で説明します事業所におけるアンケート調査を実施し対応していく予定です。

会長職務代理者 今のご説明等でご質問はありませんか。

私の方から資料1の確認ですが、事業系可燃ごみの販売枚数から推定ごみ量を出し

ているが、事業系可燃ごみ袋の大きさは1種類なのですか。

事務局 はい。45リットル1種類です。

会長職務代理者 下の表で事業系の可燃ごみ量は11,628tあるので必ずしも、事業系一廃は袋でなくてもいいということですね。そうすると事業系の袋に入れて家庭系のステーションに出された場合と、持ち込みがあるのなら、この表の事業系可燃ごみの11,628tの中にも、表上の推定ごみ405tが含まれていることはないのですか。

事務局 正確にはわかりませんが多少は含まれているかもしれません。

会長職務代理者 計算は、そこは割り切って事業系可燃ごみ袋で出した人は、一応ステーションも持込もあり得るけれども、全部ステーションと考えていいのですね。

事務局 はい。

会長職務代理者 そうであればわかりました。本来であれば家庭系可燃ごみ21,313tとなって計量上は405tがプラスされたものとされているが、その405tを下に回した(事業系収集ごみに)ということですね。

それでは、2番目の審議についてまず一般廃棄物ごみ処理基本計画について、事務局の方からご説明願います。

(2) 審議

(ア) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しについて

事務局 (資料2)に基づき説明

見直しにあたり、計画で定められている数値目標について説明します。

現行の一般廃棄物処理基本計画では、51ページのとおり排出削減目標とリサイクル目標の2つの目標が定められています。

(資料2)の2-1ページをご覧ください。

排出削減目標においては、ご覧いただくように1人1日当たりのごみの総排出量で比較しており、平成19年度における実績値881gに対し、平成25年度は840gと達成しています。

この1人1日あたりのごみ総量の算出は、記載していますように、センター内で処理している可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・生ごみ等の収集ごみ量と持込ごみ量と補助金のある集団回収量のごみの総排出量を人口と年間日数で割って算出しています。

2-2ページをご覧ください。

リサイクル目標では、平成19年度実績値22.2%に対し26%以上としています。平成25年度では、21.8%となっており達成していません。

この数値の算出では、センター施設でのごみ総排出量と補助金がある集団回収量を

分母にセンター施設内で処理している資源ごみ量、生ごみ量、不燃ごみ等の再資源化量、粗大ごみの中の再資源化量を分子に行っています。

しかし、2-3ページの様に2市におけるごみの実態ではセンター施設外で処理されているごみ等もあり、実態とのかい離が生まれています。

そこで、実質リサイクル率を算定する上で、福祉作業所等での補助金のない集団回収量、スーパー等の店頭での民間事業の資源回収量、スーパー等の事業所等での自社処理量、センター処理施設以外の再生資源化処理施設での処理量を追加し、でき得る限りこれらのごみ量調査し実質リサイクル率を算出しました。

リサイクル率、実質リサイクル率の算出項目とその数量を2-4ページに示しました。

これにより算出しますと2-2ページの37.4%になります。センター内の処理量だけを見ますとリサイクル率は達成していませんが、実質のリサイクル率は、かなり高いことがわかりました。

しかしながら、計画におけるリサイクル率の表記は、前段のリサイクル率を使うことが指針にもありますので見直しにあたっては、前段のリサイクル率を使用します。

このようなことから、2つの目標値については変更しないこととしました。(県の目標値は、基本計画の37ページにあるように26.0%とされています。)

しかしながら、今回の見直しにあたっては、この実質リサイクル率の考え方を施策の中に反映させていきたいと考えています。

次に、この目標数値について、目標を向上させていくための必要な施策について説明させていただきます。

目標数値でリサイクル率を達成するためには、分子の資源量を増加させる施策、分母のごみ量を減少させる施策を行うことが必要と思われます。

そこで、排出対策、収集対策、搬入対策に分けて課題と現状を整理しました。

事業所ごみの増加がみられるため、2-6ページにありますように事業所を対象とした、減量化やリサイクルに対する取組等について調査を実施しています。管内の約380事業所を対象に実施しているところです。

また搬入ごみについて、県内の搬入料金を2-10ページにとりまとめました。それぞれの市町でまちまちの料金体系となっています。

ごみの減量化、埋立処分量削減をはかり、資源化を推進するため小型家電回収の実施が必要と考えます。

この事業については、その他の中で説明させていただきます。

これらの減量化の施策を現在業務を委託しています基本計画の素案に反映させていきたいと考えていますので、委員の方々のご意見をお願いいたします。

見直しにあたり、計画で定められている数値目標について説明します。

現行の一般廃棄物処理基本計画では、51ページのとおり排出削減目標とリサイクル目標の2つの目標が定められています。

これらの減量化の施策を現在業務を委託しています基本計画の素案に反映させていきたいと考えていますので、委員の方々のご意見をお願いいたします。

会長職務代理者 ありがとうございます。今の説明に対して、ご意見ご質問などいかがでしょう。

委員 当初基本計画でのリサイクルの目標値というのは、計画される時に民間事業所の資源回収は想定されていたのか、全く想定外だったのかお伺いします。

事務局 民間のそのような資源ごみ回収等々に関しましては想定外でした。

委員 率としてセンター以外の木草類の割合が非常に大きい割合を示していますが、これは処理の状況というのは、例えば基本計画を策定される前後から現在まで、大きく変わってきているのか、変わっていないのかその辺を把握しておられますか。

事務局 資料2の4ページをご覧ください。25年度一般廃棄物のごみ実質総排出量と実質総資源化量（実態数値）の表でございます。リサイクル率を現行の計画の中のリサイクル率を算出する場合には、先程説明しましたように、センターの施設内、又は補助金等のある集団回収量等を考慮したかたちで算出しております。

しかしながら、今ほど説明しましたようにセンターの施設外での資源化物やその他の不法投棄のごみ、不適正排出のごみなどが全体としてございますので、当然ながらそれらを含めたかたちで基本計画に反映させるのが本来であると考えます。ただ、今ご指摘のありましたセンターの施設外の再資源化処理量等につきましては、当時は考慮されていなかったと思います。ページ下段のセンター施設外の再生資源化処理量に示す民間の草木を再資源化して、チップやペレットを発電所の燃料にされている部分もありますが12,000t余りあります。それについて従前は、そんなになく現在は、街路樹や民間施設からの伐採木が増えてきたといえます。

委員からご指摘のありました草木等は、設立当初クリスタルプラザで焼却しておりました。処理量が非常に増えた状況の中民間リサイクル調査で、草木等は再資源化していく、実際はコンポスト化、堆肥化していくのですが、ただし基本計画を策定する段階で出しているリサイクル率というものは、センターが行政として回収している数字をリサイクル率として出している関係で、民間施設のものはカウントしていない状況でした。

ところが、数字が出ているように特に草は、センター処理施設以外で処理されているので、リサイクルされているものをイメージしていかないと具体的なリサイクルの推進ができませんので、今回そういう数字をピックアップさせていただきました。

委員 はいわかりました。

会長職務代理者 他にいかがでしょうか？

委員 今質問があった数字ですが、実質今回計算したら37.4であるということですが、昔の数字を実質で計算し直すことは出来るのかということと、もししたとすると、ここに上がっている数字は以前の定義であると。今のリサイクル率で実質研鑽したらいくらになるか関心があります。

事務局 できる限り調べさせていただきます。いまデータがございませんので次回報告いたします。一番大きい数字。センター以外の草木もわかると思います、集団回収もわかると思います。ただ、民間施設に集団回収量は制度がなかったので解らないためゼロになるかと思えます。

会長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。今のことに関連して、リサイクル率は上段に示されているものが国が定義を出してしているもので、それはそれで他の比較とかそのあたりのものを出していくことは必要です。ただそれとは別に、ここで実質リサイクル率と言っているのは、言葉としては決まっていけないわけです。

出すことは意味があることだと思いますよ。実際どうなっているかということと、仮に行政が出しているリサイクル率が低くてもトータルが高ければむしろある意味いいわけです。

そのうえで今、過去に遡って計算する時にやって欲しいのは、資料2-4の上の方も下の方も、過去のリサイクル量の集団回収量で空き缶、古紙、鉄、アルミの内訳が解っているはずなので、実質リサイクルについても、民間での店頭回収等での古紙ペットボトル、古布それぞれの値を提出してもらえれば有難いと思います。

もう一個確認ですが、一般廃棄物についてなので、特に事業所等の場合について事業系一廃に該当する部分と、産廃に該当する部分、或いは、グレーゾーンその辺のどこを確認したいんです。

この一番下の部分のセンター施設以外の木とか草とかは、事業系一廃でいいのか、それとも産廃になるけれど併せ産廃として処理していたものなのか。そのあたりを教えてください。

事務局 ご指摘のありました品目ごとの記載については、データがありますので次回提示します。もうひとつ民間の草木ですが、草に関しましては事業系一般廃棄物とされ、木は土木工事等から出たものは産廃とされますので数字的な分類は困難です。

会長職務代理者 そのこのところを、実際出されるときに注釈として入れてほしいことです。つまり、あくまでも対象は事業系一廃なので、産廃の部分が入っていてこうなったという場合には、注釈を付けといたほうがいいと思いました。あと、資源ごみの民間事業の店頭回収の中で、空き缶とペットボトルについてもなかなか解釈は微妙で、ペットボトルもスーパーの事業活動に伴って集めている場合には、理屈では産廃ですよね。行政の拠点として位置付けられていけば違いますけど。だから、一応その他注釈的なものは入れておいた方がいいんじゃないかと思えます。いま容り法の見直しについて議論さ

れていますが、店頭回収を進めて行くことはいいことなので、一応現時点での解釈はその他注釈的なものは入れておいた方がいいんじゃないかと思えます。

委員 資料2-4のリサイクル率の民間での資源回収量のスーパー7店舗とありますが、個人の店舗で毎日回収に来られる、又は毎日出しておられる、例えば黒壁さんにしても街中結構物販が多く、そのほとんどがダンボールで入荷されるわけですが、なかなか読み取れない。難しいです。何パーセントは上乘せになると思う。マイナスにはならないので。それが結構あるかと思えます。もう一つ今の解体業者で施設市内には5業者あるとありますが、必ずしも地元で全部処理しているわけではないので、県外の業者が多くはたして地元だけでリサイクル、チップにしているのではなからうか。そういう数字が出てこないで、プラス α が生じてくるのでは。なかなか難しいとは思いますが、何パーセントかが県外に搬出しているものがあるのかと思う、市内の産廃処理施設の数字だと思うのです、逆にいえばここしかつかみきれない。38:40

事務局 今のご質問ですが、民間事業所での資源回収、店頭（店舗）回収ということで2市内の7店舗ということで書いています。いろんなスーパーの店頭で各種トレー、空き缶、ダンボール等回収容器を設置しておられますが、この量については、おっしゃる通り把握しておりません。スーパー7店舗の量につきましては例えば、エコ広場ということでドラッグユタカさんや平和堂さんわかっている量をあげています。

長浜市、米原市地域以外の持込ごみもありますので、どれだけの量かはわかりませのでご報告いただいた数値をあげています。それからセンター以外の再生資源化処理量の木等についてのご質問については、産業廃棄物にあたるものは入っておりません。長浜、米原の区域から一般廃棄物として外に出るものの数量は把握できるので全て入れていきます。

委員 私が言いたいのは、基本的に完全に把握できないので、プラス α があるだろうと申しあげているだけで、これより少なくなることはないということです。

事務局 今も申しましたように一般廃棄物が長浜、米原の区域から管外に出る場合は、必ず相手先の市町村とやり取りをして、これだけの量が区域から出ますと協議を行います。これは廃掃法で定めています。逆に、例えばエスケイカンポストさんとか力興木材工業さんに東近江市から木が入ってくる場合は、これだけの量が入ってくるのでセンターはやり取りの中で把握できますが、委員ご指摘のような店舗の回収ごみは実際把握できないものです。

会長職務代理者 今ご説明のところは、その通りだと思うので、次回の資料をなるべく詳しく注釈を書いたものを用意してもらった方がいいですね、それをしたうえで実質リサイクルというものを別途出されることは、意義深いことだと思う。

ちなみに三重県の審議会で、県レベルで古紙とか空き缶だけでやったのですが、物の移動は県レベルの方が広いので帰って把握しやすく解り易い。ただいろんな施策という

のが一般廃棄物について市町村レベルでやることは、すごく意義があることだと思います。ですから把握をするときに注意があるので、例えばスーパーでもザックリと、ある程度の推計は出来るのかなという気がします。だからそれをやることは、すごく異議があると思うので注釈を付けてセンターの施設以外の再生資源化処理量12,819tというのは、非常に多いように思われるのですが、可能であればその内実態というか、事業系一廃であって、しかも広域の区域から出たものとしてももう少し正確に把握できるのならよりいいと思います。無理であれば注釈を付けておくといいんじゃないでしょうか。他にいかがでしょうか。

それと【資料2-4】の表現ですが、「事業所等の自家処理量」という表現は、別の表現の方がいいかな。「事業所等の資源化処理量」とか、自家処理という表現は、資源化以外の燃やした後のものも含まれるので、「資源化」あるいは「再資源化」というふうに直された方がいいですね。

他によろしいでしょうか。

今後の予定とはこのアンケートのことでしょうか・

事務局 今ほどリサイクル率目標値についてご審議いただきましたが、このあと2の5ページありますように、ごみ減量の施策の現状と課題のところで、この目標数値について、目標を向上させていくための必要な施策について説明させていただき、今後の基本計画の策定にあたり素案に繁榮させていただきたいと思いますので、ご審議をお願いします。46.24 それでは、説明させていただきます。

目標数値でリサイクル率を達成するためには、分子の資源量を増加させる施策、分母のごみ量を減少させる施策を行うことが課題になろうかと思われれます。

そこで、排出対策、収集対策、搬入ごみ対策に分けて課題と現状を整理しました。排出関係の家庭系ごみですが、課題としては、資源ごみ収集量の微減傾向が続いています。これは、スーパー等又いろんな場面で資源の拠点回収が行われている現状があり、こちらに流れているものと思われれます。

それから、資源化できるものが可燃、不燃ごみとして出されていて、第1回の審議会でも説明いたしましたように、約3割の資源化できるものがごみの中に含まれているとの報告があり、少しでもこれを減らしていくことが大切であると思っております。「こほくる～る」や広報誌等で分別の周知・啓発の徹底が必要であると考えております。

外国人等に分別が徹底できていないという課題については、現状は2市でこほくる～る早見表の多言語対応版を作成して頂いておりますし、センターホームページからも、両市のホームページの外国語版へのリンクなどで対応し情報提供させていただいております。

つづいて、事業系ごみの可燃ごみが増加傾向にあります。これは資料1の表を見て

いただいても分かりますように平成22年度の事業系の持込可燃ごみと収集可燃ごみを合わせて約1,100tでしたが、平成25年度は約1,200tとかなり増加しています。平成15年度に作成した事業所用こほくる～るが更新されていない現状です。必要な手段として、事業系こほくる～るの更新。また、実態調査として事業系可燃ごみが増えている状況の中で、2-6ページにありますように今回基本計画を作成するにあたりまして、事業所ごみの増加がみられるため、事業所を対象とした減量化やリサイクルに対する取組等について、管内の約380事業所を対象にアンケート調査を実施しているところです。

それから、前回の審議会でご指摘がありましたように大量排出事業所への指導ということで、調査を元に大量排出事業所への対応を指導していくことが施策として重要であると思っています。

事業系のごみの中で紙ごみが依然として可燃ごみとして排出されている課題については、紙ごみの中には個人情報が含まれる書類等はリサイクルできないという現状があると思っています。

収集関係ですが、集積所に出された資源ごみや粗大ごみから有価物が抜き取り持ち去られている事例が発生しています。現状としてはセンターの占有物としての立証が困難な状況です。そのため全国各地では条例化の動きが進んでおり、抜き取り防止のための条例等の制定が必要かなと思っています。それと所管警察との連携を図ることも重要かなと思います。

搬入ごみについては、県内の搬入料金を2-10ページにとりまとめました。それぞれの市町でまちまちの料金体系となっています。

ごみの減量化、埋立処分量削減をはかり、資源化を推進するため小型家電回収の実施が必要と考えます。

また小型家電につきまして、レアメタル等貴重金属を含む小型家電の回収が実施できていません、これについては、現在、伊香クリーンプラザにおいてピックアップ回収による実証調査を行っております。これについては、後ほど詳しく説明させていただきます。

最後に搬入ごみですが、県内他市との料金が異なり、センターでは平成15年7月から料金改定がされておられません。県内の搬入料金の比較については、2-10の「滋賀県内主要地域ごみ処理手数料に関する調べ」に上げております。それぞれの市町で考え方等いろいろある中まちまちの料金となっているのが現状です。

これらの減量化の施策を現在業務を委託しています基本計画の素案に反映させていきたいと考えていますので、委員の方々のご意見をお願いいたします。56；

会長職務代理者 はいありがとうございます。それでは2-5と2-6から10までのご意見はありますか。

委員 2-5の説明のように資源ごみは少なくなる。で、可燃ごみが多くなるのは当然で、資源ごみは金になるので高くなればなるほど、数字的には下がってくると思います。可燃ごみは増える一方だと思います。これはやむを得ないかなと。

もうひとつ、前にも話したと思いますが、抜き取りです。資源ごみの集積所からの抜き取り。これはやはり防犯カメラを設置すると治安上もいい。抜き取りも防止できるということで、是非、集積所の近くに防犯カメラを設置して資源ごみだけでなく、そんな制度を、資源ごみの年に数回実施されている入札により高価（たかい）ときの資源、自分の資源として有効にして公明に制度を利用しながら自治会に資源の配布金として防犯カメラなどに利用するなどすれば解消できるのかな。

小型家電について、この前佐川急便が小型家電に参入ということが新聞に書いてありましたが、この傾向は他の宅配業者がお金になるから、回収してなおかつ資源がお金になるから増えてくるんじゃないか。広域がやるといえども、将来的には力を入れずに民間業者がやっていくのではないか、増えてくると思います。今後の参考にしていかれるといい。

会長職務代理者 はいありがとうございます。ただいまのご意見に対しましてはいかがでしょうか。

事務局 今後の基本計画に反映させていくような形でお聞きさせていただきます。

会長職務代理者 防犯カメラというのも確かにその通りですが、ただ実際やろうとすると経費の問題とかいろいろありますが、集積所の抜き取りを防止するために防犯カメラを実際に使っている例とかあるのですか。

委員 別に防犯カメラ専門でなくてもいい。いま治安も悪くなって全体を装備、自治会の装備をその一角に集積所も写せるという併用した自治会の還付金が有効に使える方法があればなと思います。自治会に還付金として配布していたが防犯カメラの一部助成をしますとか具体的に費用も含めてアンケートをとられてはどうでしょうか。うちの自治会もあつたらいい。ハト、カラス被害など鳥獣被害にも利用できるし人が動かないときに管理してくれるのが防犯カメラですから検討いただけたらありがたいです。

委員 私の自治会では、資源ごみの日3時半から夜9時ごろに出して、最終になったら担当者が可燃ごみ用の建物の中にしまっていて管理している。確かに道路際ですから車で来て置いていく人もいますので防犯カメラを設置してはどうかという話もありましたが、お金がかかるので、車が着たら赤い点滅ランプが付くようにしています。

会長職務代理者 はいありがとうございます。防犯カメラというのは、湖北広域というよりは長浜市、米原市になるのかもしれませんが、これは自治会からの要望があつて資源ごみの抜き取りも含めて、設置助成があるのかどうかということと、そういうところにつけられた防犯カメラの映像の管理というのは自治会任せなのか、あるいは警察

に直結してるのかどういう風になっているんですかね。

委員 自治会です。

会長職務代理者 だいたい録画された映像は24時間単位ぐらいで書き換えられるのですか。

委員 1週間分のデータを保存して書き換えるようなものとか。

委員 防犯カメラの古いものを取り付けるだけでも効果があるのではないですかね。

会長職務代理者 抑止力ですね。

委員 今の話しではないのですが、現状と課題を拝見しますと、今回の対策でリサイクル目標26%が達成可能かどうか疑問に感じます。と申しますのは、今のままで行くと、計算すると1,900t減量をしなければいけないということになり、そうすると資源ごみ回収量は1,200tとなっているのでそれと同等のものを減量しなくてはならないということになってきます。分別ルールの周知徹底とありますが果たして26%が達成できるか一度検証する必要があると思います。たとえば先ほどの意見で金になるから資源ごみが減るといえるのはその通りだと思う、もう1点はプラごみも結構燃えるごみに入ってしまったらと思うので、大胆な施策が必要なのかなと思います。それと、ごみ減量目標をもう少し細かく決めないと26%に減らしますよでは難しいと思います。

会長職務代理者 その通りだと思います。26%というのが今の基本計画ですが、この基本計画での目標というのをこの審議会で見直すということもあるのですか。それともこの目標値が前提ですか。

事務局 当初計画の見直しということでご審議いただいておりますが、数値が達成できているものは現状維持、できていないものは目標に向かって新たな施策を考えていく、目標値そのものを上げるとか下げるとかということは今回考えていません。

会長職務代理者 やはりそうであれば、精力的にこういうことをやればこうなる予定だということを細かく積み上げていくことをされて、どう考えても非現実的であるとなった場合には、目標自体を現実的なものにするのも在り得るんじゃないかと思うんです。実現可能性を想定したものじゃないと空回りした気がします。

或いは、実質リサイクル率を出しているんだから、こちらのほうの考慮した形にするか。そこは、いろんな議論があると思います。

委員 あくまで計画の改訂ということであるので、計画を念頭においていく。先程話がありましたとおり、目標があり、目標を達成するためにどういう施策がどれだけ必要かという形になると思うので、その意味では、そのストーリーというか因果関係のようなものを、あくまで排出削減目標とリサイクル目標ということになっているので2-5のところ的现状と課題がありますが、排出削減観点からの課題であるのかリサイクル率を上げる、下げる要因みたいなことを排出関係、収集関係、搬入ごみとか

家庭系ごみとか事業系ごみという分け方になっていますが、この課題が何に効いてくるのかというところをはっきりさせるということと、課題と現状と施策と並んでいますが、課題をより深く掘り下げていくことが結果として有効な施策、大胆な施策ということがありましたが何を是正してゆく、何を改善していかなければならないのか、課題の部分が明確でないと、そこにズバッと切り込んでいけないと思うので、たとえば課題のひとつに「外国人等に分別が徹底できない。」と書いていますが、徹底できないことをもう少し掘り下げないと、その何が問題なのかどういう阻害、障害が、リサイクル率なのか排出削減なのかで、それがいきなりこぼくる～るに飛んでしまっているのか、或いは、可燃ごみが増加傾向にあるというところの現状に「こぼくる～る」に押収されていない。というところに並んで書いてありますが、このあたりが少し論理の飛躍があるように思うので、もう少し可燃ごみがなぜ増加傾向にあるのか、というところをもう少し詳しく見ていくと切り込むべきところが見えてくるのではないかと思います。

会長職務代理者 ありがとうございます。2-5のまとめ方というのが排出削減目標とリサイクル目標どちらに効いてくるのかがあいまいなので、あわせてやっていくとどうかと。参考までに彦根市の審議会で、このようなことをやりました。かなり強引ですがこのようなことをやったらこれぐらいのリサイクルの成果あるということをかかなり無理をしたけれど出したんです。多分彦根市のホームページにあると思います。参考にされるといい。それをされていくとリサイクル率にしても古紙とか生ゴミとか大口がごみ排出量とリサイクル目標というのが出てるんですけど、大きく分けると家庭系のごみと事業系のごみとでは大きく対策が違います。元の計画に分かれていないので、やむを得ないところがあるけれど、事業系も家庭系も同じような割合でやるとかそれぞれ目標があったほうがやりやすいと思います。

今後のスケジュールについてはどのような流れになりますか。

たとえば2-5のところではいろいろ課題があって、搬入ごみのところの料金がありますよね。料金を変えると影響があるので議論がいろいろあると思います。

アンケートとこのあとの手数料というのは、アンケートの発送準備はできていますか。

事務局 7月2週に発送し順次回収しています。

まず、2-6ですが、380事業所に配布とありますが、どのようにして選んだんですか。

事務局 回収業者は湖北広域の氏名登録業者とタウンページ等からピックアップした業者です。

会長職務代理者 事業所アンケートについては、現状と課題があって、そこについての何らかの情報を得るためにアンケートをされたという位置づけと解釈していいんですね。

事務局 事業系ごみが微増傾向にある中で、家庭系ごみと違って事業系の一般廃棄物が

把握できていないこともあり、また事業者の意識等について調査等を行っていなかったことから今後の課題・現状に生かしていける観点から実施しました、

事務局 事業所というのは自社処理等考え方をしており、事業所については平成15年から何らアクションを起こしていなかった実態がございましてことから今回アンケートで事業者の意識とか、事業所の従業員の産廃にならない個人ごみなどどのように処理されているかなど、市センターが出している分別の情報が伝わっているかなども含め実態を把握したいため行いました。その中で分別のやり方がわからないという回答を多く頂いておりその辺の課題があると思います。

会長職務代理者 事業所アンケートの「問い2」について、興味あるのが、何社ぐらいが自社の量を把握しているか集計のときに出すとよい

事務局 センターが把握しているのは、許可業者が入っているところのごみで、今回ターゲットにしたのは、許可業者が入らない小さい事業所で、量が記入されていないものも多くありました。そんなところにアクションを起こしていく。

会長職務代理者 すみません。先ほどの件にもどるのですが、基本計画については、この先どういう風に議論していくのですか。

事務局 本日リサイクル目標等の数値、あと現状と課題を議論していただいた中で今後は、本日ご指摘のあった大胆な施策などについて修正をして整理したい、素案の原案という形を考えております。

委員からご指摘のあった助成金にも絡む持ち去りごみの関係とか、中居委員からの、目標達成のための大胆な施策も必要ですよというご意見なども含め個別の積み上げなど整理しながら次回に議論いただきたい。

会長職務代理者 その関連では、【資料2-10】について、各自治体の現時点の料金体系は出ていますが、これはいつの時点から改定されたものなのか。あと、変えた前の料金と変えた時にどのぐらいごみ量が増えたのかという情報があればよい。

あと料金をかえるとすれば、草津市については家庭系・事業系とも料金体系が統一されている。この点については逆に家庭系・事業系に差をつける時に理由があるので、センターに料金を変える予定があれば、理由を考える必要があるのではないかと。草津市のやり方というのも一つの考え方ではあると思う。湖北広域行政事務センターは他市に比べて家庭系持込手数料・事業系持込手数料の差が大きい。もし、事業系持込手数料を変更することがあるのであれば、家庭系持込手数料についても議論する必要があるのではないのでしょうか。

あと、「事業系一般廃棄物の処理単価」の表現は「事業系一般廃棄物の手数料単価」にすべきであると思います。あと、1kgあたりにまとめている所があるが段階的に分けている市もあるので、例えば500kgあたりとかで比較したら良いのではないですか。

表の中で、彦根市の「委託13.0円/kg」とあるんですがこれは何ですか。

事務局 彦根市が新たに始めた事業で、引越しごみを事業者が持ってくる時とありますが確認をします。

会長職務代理者 今の時点で湖北広域は、目標達成の為に基本的にやっていこうという意味合いで考えたことは料金の関係とか幾つかあるんですか。できればごみを減らすか、リサイクル率を上げていくような施策、検証指定校とっておられることはあるのですか。

事務局 大胆な事業はないのですが、事業系に対する紙ごみについて原料を囚ることが一番と考えており、もうひとつ小型家電があるのですがこれを実施することでリサイクル率は上がると思います。現状は事業系の紙ごみ対策です。

(その他)

平成26年度小型家電収集事業計画(案)について

ア. 小型家電リサイクル法の概要について

事務局 先程の一般廃棄物処理基本計画の中でも少し説明しましたが、ごみ減量化、資源化を図るため、今年度小型家電回収事業を実施しますので、その概要について、説明いたします。

資料3-1をご覧ください。

最初に小型家電リサイクル法について説明いたします。これまでの法制度では廃棄物は廃掃法による廃棄物処理業の許可制度により適正に処理を行うことが決められていました。しかしながら家電リサイクル法では家電製品の再資源化を促進するため国が認めた認定業者が、市町村の廃棄物処理業の許可がなくても、小型家電等の電子機器を買取・処理ができる法制度にしたことです。

これにより市民が排出し、市が回収した小型家電や不燃ごみや粗大ごみに含まれる小型家電を市町村が直接認定業者に引渡しすることができることとなりました。

多くの希少金属が含まれる小型家電をリサイクルすることは、リサイクル推進するだけでなく、埋立処分量の削減にもつながります。

そのため、今年度別紙により回収事業を実施をしていきたいと考えています。

今年度事前事業として、啓発効果のあるボックス回収と費用対効果や確実性が見込めるピックアップ回収での実施をしていきます。

ボックスは3個購入します。

ボックス回収で使うボックスは3-6ページのような仕様です。

また現在センター施設の伊香クリーンプラザで不燃ごみ・粗大ごみから小型家電製品の内有価性の高い品目の排出状況調査を行っているところです。

その結果については、3－7ページのとおりで、かなりの数量が排出されていることがわかりました。

今後7月末まで調査を行い、その後も回収を続けていく計画です。

回収した家電品は、入札により認定業者に引き渡す予定です。

認定業者は現在全国で35社ありますがセンターに入札参加の指名登録がある業者は3社です。

また次年度以降の本格実施に向けて回収方法等を検討していきたいと考えます。

(質疑)

委員長職務代理 今ご説明いただいた小型家電についてご質問いかがでしょうか。

委員 回収ボックスの設置場所は決まっていますか。

事務局 センターと市の方でお願いをしているところです

事務局 今年度10月から実施させていただくのは長浜市米原市の庁舎でお願いしようと考えている。現在、佐川急便が個別に小型家電を取りに行くという事業が実施されているんですが、不燃ごみ粗大ごみの中にある本来処分業者に売却していたものが、すべて引き渡しというかたちででき処分料が発生する場合にあっても、今までの廃棄物処理法では売却するものしか出せないが、許可を受けないが認定業者であれば、引渡しという名の収集処分が可能になるわけです。

委員長職務代理 小型家電リサイクル法については、住民に実施する意味合い等を含めて十分周知すべきで、回収品目について従来のように不燃ごみ・粗大ごみで出してもいいけど出来たら回収ボックスに入れてというものなのか、原則回収ボックスの品目については回収ボックスにいれるべきなのか、はっきりさせないと混乱するでしょう。ボックス回収に来てくれた人にどこから持ってきたか用紙に書かれるようにしてはどうですか。

どの辺の人が3個のボックスに持ってくるかわかる。どういう所に回収ボックスを置いたらよいか等の参考にしよう。

事務局 家電リサイクル法のように義務化した法律ではないので、小型家電についてはこういった出し方もあるという促進型であるので、ここに必ず出してくださいと言えないが回収はしなくてはならないため、啓発方法を議論していきたいと思えます。

市民アンケートの中で小型家電についての項目を設けていて

委員長職務代理 これについては市民に対して丁寧な説明が必要です。それと意味合いを説明しないと。99品目の小型家電について具体的にどうするか、広報に書いたほうがいいですね。どう考えてもこの3箇所に出しなさい、不燃ごみ、粗大ごみに出してはいけないとは言えないでしょう。だから不燃ごみ、粗大ごみ10品目については、

このボックス回収に出してもいいですし、不燃ごみとかに出してもいいですよと、不燃、粗大がメインだけれど、こちらに出してもらえるとありがたいというのか、原則こっちに持ってこいというのか、はっきりしないと混乱すると思いますよ。将来的にはもっとボックスを増やそうとしてるのか。認定事業者についてもどのような位置づけなのかというところも広報する大事なことだと思います。

事務局 先ほど言ったように啓発方法を議論していきたいと思います。

委員長職務代理 ボックス回収がモデル的なイメージであるのなら、提案としてボックスのところに持ってきた人の場所だけでもいいから書いてもらおうといい。半径何キロメートルくらいの方が持ってくるか分かります。あと庁舎の中では土日は持ってこられない。市民の立場からすると土日の方が持ってきてやすい。おき場所によって全く変わってくると思います。量だけではなくどのくらいの距離の人が持ってくるか分かる。先に繋がるよう中たちでされたらどうですか。

委員 ピックアップ回収というのは実証のためにおこなっているのか、今後も継続して行っていく予定なのか、不燃ごみのピックアップは大変でしょう。

事務局 できる限り実証する考え方でいます。

委員 この小型家電も、資源ごみの考え方で言うと、回収したものはリサイクルの中に入ってくるんですね。

事務局 資源化量に入ります

そうするとこれくらいの目標数値とか予測数値とかどのように全体のごみ量の小型家電が、どれくらいの割合でこの事業をやっていくのか、どれくらいの量が今後小型家電として回収されるか見込み計画を立てていますか。

事務局 その点につきましては分かりませんので。ピックアップ回収をしながら資源化量を把握していくことになると思います。

委員 認定業者は選定品目を決定したらその後の全てを引き受けるのですか。

事務局 ピックアップや回収は、センターや市の業務となり、収集運搬や処理を請け負うということです。

委員 不燃ごみからの選別はどちらがやるのですか。

事務局 これは、センターと市です。

委員 ピックアップ回収は、湖北広域管内のすべてのエリアのことですか。

事務局 いま伊香クリーンプラザのみで実施していますが、今後広げるかどうかは議論していきます。

委員 まったく未定なんですか。

委員長職務代理者 そこも含めて、先ほどの議論に繋がるんですが、小型家電について選択肢がいろいろあるわけで、今の話では、なるべく手間をかけずに高品位のものを業者に売ってあげればよいということで、ただ一方で基本計画のメインはリサイクル率

の向上とか排出削減になるのでその点から言うと認定業者が引き取ってくれるのであれば、仮にお金が取れなくても品目を増やした方がリサイクル率を上げるためには有効である。ただそれもボックス回収を何箇所置くのか、ピックアップ回収どれくらいやるのか、それをやるためには人件費とかもかかるわけで、そのような幾つかの選択肢を設けて、基本計画のことを考えながら算出した方がより議論ができると思います。

委員 小型家電をリサイクル業者がどのくらいの価格で引き取るのか。センターと同じくらいの実施市でどの位の収益がでているのか、費用が発生しているのか。費用が発生するのであれば佐川急便等に任せの方がよいケースもあり得ます。琵琶湖以上の面積の管内に3箇所のボックスは少なすぎるのではないか。身近にあってこそそのボックスでないか。もう少し慎重に計画を立てるべきでないかと思います。

委員 今日の資料の中で、有価性のAA、A、Bとかはどのような分類はよくわからない。

事務局 業者に調査をして、有価性Bは、1kg当たり0円から10円、Aが10円以上、AAは携帯電話、パソコンは高価格となっています。

事務局 制度が開始されて2年以上がたち、コストパフォーマンスについて、回収ボックスだけでAランク売却という形でやっておられる自治体では、基本的に処分費が発生してもごみ総量を減らすことに価値があると判断されたこともあります。今までは、ごみとして処分していたものを認定業者に引き取ってもらいリサイクル率を上げるという考え方のところもあります。

イ 今後の審議予定について

事務局 今後の審議予定につきまして、ご説明いたします。

本日の審議会におきまして、ごみ減量化施策の課題につきまして、現在のセンターの現状等をご説明申しあげ、各委員の皆様からは、貴重なご意見、ご提案をいただきありがとうございました。

つきましては、頂戴しましたご意見等につきましては、計画に反映等をさせていただきたいと存じます。

なお、次回、第3回審議会の開催につきましては、9月下旬から10月上旬の開催を予定しております。決まり次第ご連絡をさせていただきますたく存じますので、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。